

令和7年9月8日

利用者（団体）各位

国立日高青少年自然の家所長

山下 達也

食事の御注文キャンセルの際のキャンセル料の取扱について

日頃より、当施設の事業に御理解、御協力を賜りましてお礼申し上げます。

このたび、レストランに注文した食事（レストラン食・野外炊事用食材・弁当・飲み物）の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱につきまして、変更させていただきますので御案内申し上げます。

昨今のレストラン運営を取り巻く状況は、食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。

このような中、令和7年10月以降は、国立青少年教育振興機構の28教育施設のレストランの契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心なレストラン環境の両立を図ってまいります。

今回の28教育施設のレストラン契約の一本化に伴い、レストランに注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱についても、令和7年10月以降は、下記のとおり、全施設統一の基準とさせていただきます。御利用の皆様には御不便とお手数をおかけいたしますが、内容を御確認いただき、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 令和7年10月1日

2. レストランに注文した食事の利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱

①レストラン食及び野外炊事用食材

利用の初日の2日前15時以降～当日のキャンセル・数量変更：100%

利用の初日の3日前15時以降～2日前15時までのキャンセル・数量変更：50%

②弁当・飲み物

利用の初日の7日前の15時以降～当日のキャンセル・数量変更：100%

※上記①の数量変更については、各食あたり20食以上の数量の減がキャンセル料徴収の対象となります。上記②の数量変更は各食・各種あたり1食・1本の数量の減からキャンセル料徴収の対象となります。

※上記のキャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルについてもキャンセル料徴収の対象となります。

※天災等、利用者様に責任のない不可抗力によるキャンセルはキャンセル料徴収の対象外です。

以上